平成２８年（フ）第８８号
岡山県倉敷市玉島上成1150番地１　リヴェール102号室
債務者　坂根　由唯
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
岡山県倉敷市西富井1099番地３　マンションみふねＮｏ７－204、前住所岡山県倉敷市笹沖1192番地４　203号
債務者　安倍絵里奈
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８７５号
札幌市手稲区新発寒５条５丁目４番16号
債務者　今野　康太
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８２号
札幌市東区北49条東14丁目９－11　パークアベニュー101号、住民票上の住所札幌市東区北44条東２丁目３番１号　第３美和ハウス105
債務者　武茂　徳秋
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８９号
札幌市手稲区稲穂３条６丁目１番43号　稲穂マンションＡＢ－Ｂ202号
債務者　赤坂　直紀
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７０号
札幌市東区北30条東18丁目８番１号　札幌東和病院内、住民票上の住所札幌市手稲区曙11条１丁目１番17－203号
債務者　吉浦　　昭
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９８４号
札幌市豊平区平岸１条15丁目５番28号　ハイツ115－Ｆ号室
債務者　松本　英子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０００号
札幌市手稲区曙３条２丁目９番15号　ツインボックス９－21号
債務者　高橋　睦成
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００５号
札幌市東区北17条東９丁目１番10－301号
債務者　入井　厚子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５号
群馬県佐波郡玉村町大字飯塚139番地４
債務者　奥澤　真秋
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９号
群馬県伊勢崎市宮前町1514番地１　リバーサイドタウン　Ｂ－103、住民票上の住所群馬県伊勢崎市下植木町219番地８
債務者　染川　裕明
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４９号
群馬県伊勢崎市西久保町３丁目1056番地１　マンションシンフォニー107
債務者　中山　　亮
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５１号
群馬県前橋市荒牧町２丁目28番地９
債務者　山田　仁美（旧姓宮袋）
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５８号
群馬県渋川市渋川2157番地９
債務者　村上　冬樹
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５９号
群馬県前橋市文京町４丁目22番８号
債務者　中嶋　成範
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６４号
群馬県前橋市下新田町228　牛込ハイツ201
菊地光方、住民票上の住所群馬県藤岡市藤岡447番地
債務者　尾澤　京子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４５号
千葉市中央区蘇我５丁目４番２号　リリーフ蘇我寮406号
債務者　江沢　秀幸
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係